

子ども手当を支給します

6月15日と30日に、4月及び5月分の子ども手当を支給します。

1 6月15日(火)の支給について

(1) 支給件数及び支給総額

6月15日支給分

支給件数：27万9,202件

支給額：114億720万1,000円

※振込口座に誤りがあった場合等、6月15日に支給できない場合があります。

また、金融機関によっては、当日に振り込まれない場合があります。

※なお、児童手当の受給者の方には、児童手当の2月及び3月分を合わせて支給します。

児童手当支給額：37億9,850万1,000円

(2) 支給対象者の概要

①従来の児童手当を受給しており、既に「子ども手当認定通知書」が届いた方

②5月25日までに申請され、6月12日までに「子ども手当認定通知書」が届いた方
となります。

※「子ども手当認定通知書」については、5月26日に20万4,095通を発送していますが、本日6月9日にも7万5,107通を発送しております。

2 6月30日(水)の支給について

横浜市では、5月25日までの申請分について、6月15日の支給に向けて準備を進めてきましたが、入力など事務作業の一部の処理の遅れや、支給要件の確認に時間がかかったことなどで、6月15日に支給できない方がいらっしゃいます。

そこで、申請書の記載や添付資料の不足により再度ご案内を出している方や、5月26日以降に申請された方も含めて、6月30日に追加で支給を行います。

支給件数：約1万3,000件(見込み)

3 経過措置

法律の施行日である4月1日に本市で受給資格のある方は、9月末までに申請すれば、4月分に遡って手当が支給されます。